

## ○紀の川市DX推進支援補助金交付要綱

令和5年5月15日

告示第104号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内事業者の競争力と生産性の向上を図るためにDXの導入を推進し、社会情勢の変化に対し事業を発展できるよう、紀の川市DX推進支援補助金を予算の範囲内で交付することについて、紀の川市補助金等交付規則（平成17年紀の川市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) DX（デジタルトランスフォーメーション） データ及びデジタル技術を活用した変革により、業務の効率化、人的コストの削減、生産速度の上昇その他生産性の向上を確立することをいう。
  - (2) EC（エレクトロニックコマース） インターネット上で交わされる商取引をいう。
  - (3) 個人事業主 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、市内に主たる事業所を置く個人をいう。
  - (4) 正社員 従業員のうち、期間の定めのない雇用契約を締結した社員をいう。
- (補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) DX推進に向けた現状診断及び実施計画策定
  - (2) DXに関する自社研修開催（市内開催に限る。以下同じ。）
  - (3) DXに関する外部研修参加（市内事業所の従業員の参加に限る。以下同じ。）
  - (4) テレワーク等のリモートワーク環境整備（正社員5人以上の整備に限る。以下同じ。）
  - (5) 先端設備等導入計画（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第52条第1項に規定する先端設備等導入計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた設備導入のうち、DX化による生産性向上が見込まれる設備導入
  - (6) 先端設備等導入計画の認定の対象とならない設備導入のうち、DX化による生産性向上が見込まれる設備導入
  - (7) ECサイトの導入又はホームページの開設
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助対象としない。
- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12

- 2号)の規定による許可又は届出を要する事業
- (3) その他市長が適正でないと認める事業  
(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第2条第1項に規定する農業者でない者
- (2) 申請日時点で紀の川市に事業所を有する者
- (3) 市税等を滞納していない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していない者
- (5) 市からの商工業者向けメール配信の受信者である、又は受信の意思がある者  
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条第1項に掲げる事業の経費のうち、補助対象事業の執行に必要と認められるものであって、当該事業年度（4月1日から翌年3月31日までとする。以下同じ。）の4月1日以後に発生した経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、パソコン、タブレット、スマートフォン等の端末の購入経費及び他制度による補助金等の対象となる経費については補助対象外とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とし、補助上限額は別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付回数)

第7条 補助金の交付は、補助対象者1者につき同一事業年度内に1回限りとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、紀の川市DX推進支援補助金交付申請書（様式第1号）及び紀の川市DX推進支援補助金事業計画書（様式第2号）に別表第2に掲げる必要書類を添えて、事業実施の日までに市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは紀の川市DX推進支援補助金交付決定書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）がこの告示に違反したときは補助金の交付決定を取り消し、既に補助金を交付しているときは、

その返還を命ずることができる。

(申請内容の情報提供)

第11条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、国、和歌山県及び市の関係課等に対し、個人情報を含む申請内容の情報を提供することができる。

(申請内容の変更及び中止)

第12条 補助事業が申請した事業年度内に完了しないとき、又は補助事業を変更若しくは中止しようとするときは、速やかに市長に紀の川市DX推進支援補助金変更・中止申請書(様式第4号)を提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、紀の川市DX推進支援補助金変更・中止承認(不承認)通知書(様式第5号)により、補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助決定者は、補助対象事業の完了後に紀の川市DX推進支援補助金実績報告書(様式第6号)に補助対象経費を支払ったことが確認できる書類の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(交付確定)

第14条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、紀の川市DX推進支援補助金確定通知書(様式第7号。以下「確定通知書」という。)により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 前条の規定による確定通知書を受けた補助決定者が、補助金の交付を受けようとするときは、紀の川市DX推進支援補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年6月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

区分	補助上限額
DX推進に向けた現状診断及び実施計画策定	50万円
DXに関する自社研修開催	5万円
DXに関する外部研修参加	
テレワーク等のリモートワーク環境整備	20万円
先端設備等導入計画の認定を受けた設備導入のうち、DX化による生産性向上が見込まれる設備導入	50万円

先端設備等導入計画の認定の対象とならない設備導入のうち、DX化による生産性向上が見込まれる設備導入	10万円
ECサイトの導入又はホームページの開設	

別表第2（第8条関係）

区分	添付書類
共通	(1) 発行後3月以内の履歴事項全部証明書（申請者が個人事業主の場合にあつては、発行後3月以内の住民票の写し）
	(2) 直近の決算書（申請者が個人事業主の場合にあつては、確定申告書）の写し
	(3) 補助対象経費を確認することができる書類（見積書等）
DXに関する自社研修開催	(4) 研修内容を確認できる資料等
DXに関する外部研修参加	
先端設備等導入計画の認定を受けた設備導入のうち、DX化による生産性向上が見込まれる設備導入	(5) 先端設備等導入計画の認定書の写し